

「港湾整備特別会計」

参考情報

1. 特別会計が経理する業務等についての情報

(1) 根拠法

港湾整備特別会計法(昭和 36 年 法律第 25 号)

(2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

(港湾整備特別会計法第一条第一項)

港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）第三条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業（同法第二条に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。）で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(3) 港湾整備勘定が経理している事業の内容

- ① 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの及び開発保全航路の開発及び保全の事業で、国が施行するもの。（直轄港湾整備事業）
- ② 直轄港湾整備事業に密接な関連のある等の工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの。（港湾整備関係受託工事）
- ③ 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもので、港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金。
- ④ 広域臨海環境整備センター法の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良に係る補助金。
- ⑤ 次のものに係る貸付け
 - a 港湾法第 55 条の 7 第 1 項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良
 - b 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第 2 条第 1 項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良
 - c 民間都市開発の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定によるもの
 - d 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 13 条第 1 項によるもの
- ⑥ 国が施行する海岸事業、災害復旧事業、空港関係工事及び特定港湾施設工事勘定にかかる工事の事務費

(港湾整備特別会計法第四条第二項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）
- 二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。）
- 三 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
- 三の二 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項 の規定による貸付金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条 の規定による貸付金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項 の規定による貸付金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項 の規定による貸付金
- 八 第九条の規定による一般会計への繰入金

（4）事業の財源等

港湾整備勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ①一般会計等他会計からの繰入金
- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③受託工事に係る委託者からの納付金
- ④貸付金の償還金
- ⑤附属雑収入

（港湾整備特別会計法第四条第一項）

港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金、空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第十一条第一項 の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び第八条第一項 の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項 において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項 において準用する同法第二条第一項 又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百八条第四項 の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの
- 三 港湾整備関係受託工事に係る納付金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項 の規定による貸付金の償還金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条 の規定による貸付金の償還金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による貸付金の償還金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

(5) 完成した港湾施設の財産の帰属

- ・「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産(国有港湾施設)として、一般会計に帰属する。
- ・ 補助金交付や貸付の対象となった港湾施設は、事業者である港湾管理者(地方公共団体)等の財産である。

(6) 岁入歳出決算の概要

港湾整備勘定

収納済歳入額は、 492,043 百万円

支出済歳出額は、 466,026 百万円

歳入歳出差引 26,016 百万円の剩余を生ずる。

この剩余金は、港湾整備特別会計法(昭和36年法律第25号)第18条第1項の規定により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剩余金のうち繰越財源は、 19,675 百万円

産業投資特別会計への繰戻額は、 6 百万円

精算還付金財源は、 305 百万円

純剩余金は、 6,028 百万円 である。

〔港湾整備勘定〕

平成14年度 他勘定・他会計との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

(単位：百万円)

所管会計名	組織	科 目	入		出	
				金額	科 目	金額
国土交通省		一般会計より受入		299,739	港湾事業費	245,465 178,140
一般会計	国土交通本省	港湾事業費	a	195,009		49,080
"	"	海岸事業工事諸費	b	722		3,111
"	"	河川等災害復旧事業等工事諸費	c	29		211
					y	14,921
"	"	北海道港湾事業費	d	44,196	北海道港湾事業費	55,387
"	"	離島振興事業費	e	26,479		44,196
"	"	国土総合開発事業調整費	f	1,034		11,015
"	"	都市再生プロジェクト事業推進費	g	660	離島港湾事業費	175
					e	31,721
					o	26,164
内閣府					y	154
一般会計	内閣本府	沖縄開発事業費	h	31,370	沖縄港湾事業費	5,403
"	"	沖縄北部特別振興対策 特定開発事業推進費	i	237		30,462
					h	26,122
					p	687
財務省					y	3,652
産業投資特別会計		産業投資特別会計より受入	j	35,596	埠頭整備等資金貸付金	3,821
					a	800
国土交通省		空港整備特別会計より受入	k	1,198	港湾事業資金貸付金	796
空港整備特別会計		特定港湾施設工事勘定より 受入	l	765	受託工事費	4
		港湾管理者工事費負担金收入		88,754		13,973
					x	13,803
		内地	m	69,062	港湾事業等工事諸費	169
		北海道	n	11,199		23,180
		離島	o	382		a
		沖縄	p	1,042		12,774
		改革内地	q	4,891		b
		改革北海道	r	1,801		29
					e	273
					k	1,161
					l	765
					m	6,006
					o	38

	国 總	s	245		x	1,031
	都 市 再 生	t	130		y	385
償 還 金 収 入			9,185	産業投資特別会計へ繰入 改革推進公共投資港湾事業費	w	5,806
埠頭整備資金貸付		u	3,167		j	20,014
金償還金					q	4,891
港湾開発資金貸付		v	211		y	10,111
金償還金						
収益回収公共事業		w	5,806	改革推進公共投資北海道港湾事業費		7,537
資金貸付金償還金					j	5,736
					r	1,801
受 託 工 事 納 付 金 収 入	x	15,260		改革推進公共投資沖縄港湾事業費		560
前 年 度 剩 余 金 受 入	y	38,317			j	440
雜 収 入	z	3,224		改革推進公共投資 港湾事業資金貸付金		8,984
					j	7,592
					y	1,391
				改革推進公共資 離島港湾事業資金貸付金		725
					j	555
					y	169
				改革推進公共投資 沖縄港湾事業資金貸付金		275
					j	271
					y	3
				改革推進公共投資 港湾事業等工事諸費		8
					j	5
					y	2
				國土総合開発事業調整費		1,272
					f	1,027
					s	245
				沖縄北部特別振興対策 特定開発事業推進費	i	237
				都市再生プロジェクト事業費		790
					g	660
					t	130
合 計		492,043		合 計		466,026

歳入記号 (a, b, c, ...) は歳出記号 (a, b, c, ...) に対応する

参考情報

1. 特別会計が経理する業務についての情報

(1) 根拠法

港湾整備特別会計法(昭和 36 年 法律第 25 号)

(2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

(港湾整備特別会計法第一条第一項)

港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）第三条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業（同法第二条に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。）で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(3) 特定港湾施設工事勘定が経理している事業の内容

- ① 特定港湾施設整備特別措置法第 2 条に規定する特定港湾施設工事
- ② 企業合理化促進法第 8 条第 4 項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事。(企業合理化関係港湾工事)
- ③ 公害防止事業費事業者負担法第 2 条第 2 項に規定する公害防止事業である港湾工事で国土交通大臣が施行するもの。(公害防止関係港湾工事)
- ④ 港湾法第 43 条の 10 において準用する企業合理化促進法第 8 条第 2 項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事。(企業合理化関係開発保全航路工事)
- ⑤ 上記(1)から(4)の工事に関連して施行する港湾整備事業で国土交通大臣が施行するもの。(特定港湾施設関係受託工事)

(港湾整備特別会計法第五条第二項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）
- 二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入金
- 三 第九条の規定による一般会計への繰入金

(4) 事業の財源等

特定港湾施設工事勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ①一般会計等他会計からの繰入金
- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③直轄港湾整備事業に係る事業者からの負担金
- ④受託工事に係る委託者からの納付金
- ⑤附属雑収入

(港湾整備特別会計法第五条第一項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、同法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの
- 三 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金

(5) 完成した港湾施設の財産の帰属

「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産（国有港湾施設）として、一般会計に帰属する。

(6) 歳入歳出決算の概要

特定港湾施設工事勘定

収納済歳入額は、 16,339 百万円
支出済歳出額は、 15,785 百万円
歳入歳出差引 553 百万円の剩余を生ずる。

この剩余金は、港湾整備特別会計法第18条第2項の規定により工事別等の区分により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剩余金のうち繰越財源は、 181 百万円
精算還付金財源は、 81 百万円
純剩余金は、 291 百万円 である。

平成14年度 他勘定・他会計との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

〔特定港湾施設工事勘定〕

(単位：百万円)

歳 入			歳 出		
所管会計名	組 織	科 目	金 額	科 目	金 額
		一般会計より受入	4,240	エネルギー港湾施設工事費	15,019
国土交通省				a	3,949
一般会計	国土交通本省	港 湾 事 業 費	a 4,240	b	2,059
				c	6,164
				d	2,846
		港湾管理者工事費負担金收入	b 2,276		
		受益者工事費負担金收入	c 6,723		
		前年度剩余额受入	d 3,098	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	765
				a	240
				b	145
				c	379
		雜 収 入	e 0		
		合 計	16,339	合 計	15,785

歳入記号（a, b, c, …）は歳出記号（a, b, c, …）に対応する

港湾整備特別会計の仕組み(平成14年度決算)

[嶓 入]

(港湾整備勘定)

(単位:億円)

一般会計より受入		2,997
産業投資特別会計より受入		356
空港整備特別会計より受入		12
港湾管理者工事費負担金収入		888
受託工事納付金収入		153
特定港湾施設工事勘定より受入		8
その他 償還金収入		92
前年度剩余金受入		383
雑収入		32
歳入合計		4,921

(港湾整備勘定)

(単位:億円)

港湾事業費(全体)		3,653
埠頭整備等資金貸付金		38
港湾事業資金貸付金		8
改革推進公共投資港湾事業費		431
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金		100
受託工事費		139
産業投資特別会計へ繰入		58
港湾事業等工事諸費		232
予備費		0
歳出合計		4,659

[嶓 出]

(港湾整備勘定)

(単位:億円)

港湾整備勘定		3,653
埠頭整備等資金貸付金		38
港湾事業資金貸付金		8
改革推進公共投資港湾事業費		431
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金		100
受託工事費		139
産業投資特別会計へ繰入		58
港湾事業等工事諸費		232
予備費		0
歳出合計		4,659

(特定港湾施設工事勘定)

(単位:億円)

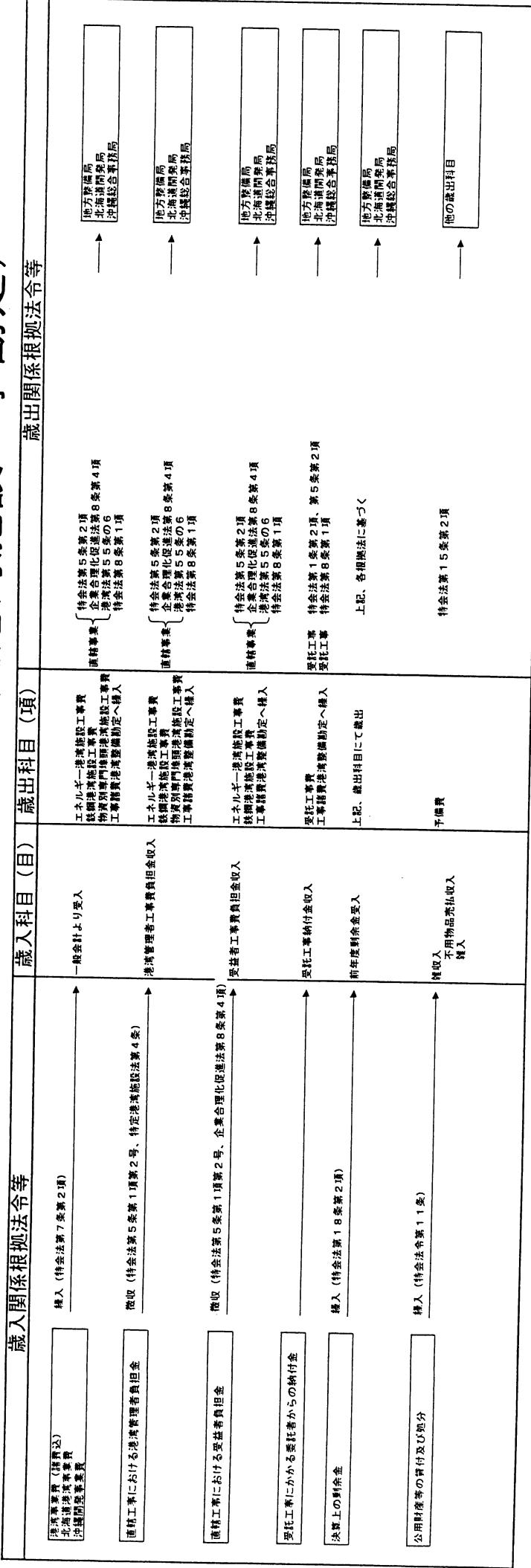
工ネルギー港湾施設工事費		150
工事諸費港湾整備勘定へ繰入		8
その他 予備費		0
歳出合計		158

(特定港湾施設工事勘定)

(単位:億円)

特定港湾施設工事勘定		163
一般会計より受入		42
港湾管理者工事費負担金収入		23
受益者工事費負担金収入		67
その他 前年度剩余金受入		31
雑収入		-
歳入合計		163

港湾整備特別会計の仕組み（特定港湾施設工事勘定）



法律名	特会法	
	特会法	港湾整備特別会計法
	特会法令	港湾整備特別会計法施行令
支港特会法	支港特会法	支港特会法施行法
海防法	海防法	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
後進地域開発法	後進地域開発法	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
承認法	承認法	外資性会社の解散及び業務の承継に関する法律
民都法	民都法	民間都市開発の推進に関する法律
北海道港湾工事法	北海道港湾工事法	北海道開発のために関する港湾工事に関する法律
寄附法	寄附法	寄附金制度の実施に関する法律
沖縄法	沖縄法	沖縄県開拓特別措置法
N T T法	N T T法	日本電信電話株式会社の株式の差し押収による社会資本の整備の促進に関する特別措置法
特定港湾施設設置権特別措置法	特定港湾施設設置権特別措置法	特定港湾施設設置権特別措置法

港湾整備特別会計の仕組み（港湾整備勘定）

歳入関係根拠法令等		歳出科目（項目）		歳出科目（項目）（項）		歳出関係根拠法令等	
港湾事業費（特許込） 北海道港湾事業費 船橋港湾事業費 沖縄開港事業費	繰入（特金法第7条第1項）	一般会計より受入	港湾事業費	直付事業 港湾法第52条等	→ 地方整備局	直付事業 港湾法第52条等	→ 地方整備局
				補助事業 港湾法第4条、43条、55条の6、海防法第36条第2項等 補助事業特別法第3条等	→ [港湾管理者（内地）]	補助事業 港湾法第4条、43条、55条の6、海防法第36条第2項等 補助事業特別法第3条等	→ [港湾管理者（内地）]
				港町整備等資金貸付金	→ [港湾管理者（適用団体）]		
				貸付事業 港町整備法第6条	→ [港頭公社]		
				貸付事業 民都法第5条第1項	→ [民間都市開発促進会社]		
				貸付事業 北海道港湾工事法第3条	→ [民間都市開発促進会社]	貸付事業 北海道港湾工事法第3条	→ [民間都市開発促進会社]
				補助事業 北海道港湾工事法第2条	→ [港湾管理者（北海道）]	補助事業 北海道港湾工事法第2条	→ [港湾管理者（北海道）]
				直付事業 港湾法第52条、離島振興法第9条、奄美法第6条	→ [地方整備局]	直付事業 港湾法第52条、離島振興法第9条、奄美法第6条	→ [地方整備局]
				補助事業 福島県振興法第9条、奄美法第6条	→ [港湾管理者（奄美）]	補助事業 福島県振興法第9条、奄美法第6条	→ [港湾管理者（奄美）]
				直付事業 沖縄法第8条	→ [沖縄総合振興局]	直付事業 沖縄法第8条	→ [沖縄総合振興局]
				補助事業 直付（沖縄）事業に伴う事務費	→ [沖縄県]	補助事業 直付（沖縄）事業に伴う事務費	→ [沖縄県]
				直付事業 直付（北海）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]	直付事業 直付（北海）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]
				直付事業 直付（海洋・災害）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]	直付事業 直付（海洋・災害）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]
				直付事業 直付（空港）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]	直付事業 直付（空港）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]
				直付事業 直付（特定港湾施設工事）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]	直付事業 直付（特定港湾施設工事）事業に伴う事務費	→ [地方整備局]
				直付事業 港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]	直付事業 港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]
				直付事業 港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]	直付事業 港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]
				空港整備特別会計より受入	→ [地方整備局]	空港整備特別会計より受入	→ [地方整備局]
				特定港湾施設工事勘定より受入	→ [地方整備局]	特定港湾施設工事勘定より受入	→ [地方整備局]
				港湾管理者工事費負担金収入	→ [地方整備局]	港湾管理者工事費負担金収入	→ [地方整備局]
				北海道港湾事業費	→ [地方整備局]	北海道港湾事業費	→ [地方整備局]
				船橋港湾事業費	→ [地方整備局]	船橋港湾事業費	→ [地方整備局]
				沖縄港湾事業費	→ [沖縄総合振興局]	沖縄港湾事業費	→ [沖縄総合振興局]
				港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]	港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]
				港湾事業等工事請費	→ [地方公共団体（NTT-A）]	港湾事業等工事請費	→ [地方公共団体（NTT-A）]
				河川等災害復旧事業等工事請費	→ [港湾管理者（内地）] (NTT-B)	河川等災害復旧事業等工事請費	→ [港湾管理者（内地）] (NTT-B)
				空港等整備等工事請費	→ [港湾管理者（北海道）] (NTT-B)	空港等整備等工事請費	→ [港湾管理者（北海道）] (NTT-B)
				特定港湾施設工事勘定分の工事請費	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)	特定港湾施設工事勘定分の工事請費	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)
				直付工事における港湾管理者負担金	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)	直付工事における港湾管理者負担金	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)
				持收（港湾法第52条）	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)	持收（港湾法第52条）	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)
				産業投資特別会計より受入	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)	産業投資特別会計より受入	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)
				北海南道港湾事業費資金貸付金	→ [港湾管理者（北海道）] (NTT-B)	北海南道港湾事業費資金貸付金	→ [港湾管理者（北海道）] (NTT-B)
				沖縄港湾事業費資金貸付金	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)	沖縄港湾事業費資金貸付金	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)
				港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]	港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]
				港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]	港湾事業等工事請費	→ [地方整備局]
				北海南道港湾事業資金貸付金	→ [港湾管理者（北海道）] (NTT-B)	北海南道港湾事業資金貸付金	→ [港湾管理者（北海道）] (NTT-B)
				沖縄港湾事業資金貸付金	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)	沖縄港湾事業資金貸付金	→ [港湾管理者（沖縄）] (NTT-B)
				受託工事請付金	→ [受託工事請付金]	受託工事請付金	→ [受託工事請付金]
				北海南道港湾事業資金貸付金	→ [受託工事請付金]	北海南道港湾事業資金貸付金	→ [受託工事請付金]
				沖縄港湾事業資金貸付金	→ [受託工事請付金]	沖縄港湾事業資金貸付金	→ [受託工事請付金]
				受託工事請付金	→ [受託工事請付金]	受託工事請付金	→ [受託工事請付金]
				受託工事請付金	→ [受託工事請付金]	受託工事請付金	→ [受託工事請付金]
				前年度剰余金受入	→ 上記、歳出科目にて指出出	前年度剰余金受入	→ 上記、各根拠法に基づく
				公用財斧等の貸付及び処分等	→ [予算書]	公用財斧等の貸付及び処分等	→ [予算書]
				津吸入	→ [他の歳出科目]	津吸入	→ [他の歳出科目]

「港湾整備特別会計(港湾整備勘定)平成14年度財務書類」

貸借対照表

前会計年度 (平成14年3月31日)		本会計年度 (平成15年3月31日)		(単位:百万円)	
<資産の部>		<負債の部>		前会計年度 (平成14年3月31日)	
				本会計年度 (平成15年3月31日)	
現金・預金	38,332	26,019	未払金	11,165	10,900
たな卸資産	32,696	25,789	保管金等	15	3
未収金	2,781	9,431	前受金	169	339
前払費用	2	2	賞与引当金	775	832
貸付金	106,133	111,554	退職給付引当金	41,363	40,023
貸倒引当金	△ 161	△ 1	他会計繰戻未済金	43,762	73,552
有形固定資産	132,707	127,645			
国有財産(公共用財産を除く)	124,898	121,087			
土地	62,357	60,698			
立木竹	32	33	負債合計	97,251	125,651
建物	16,847	16,352			
工作物	30,825	28,489			
船舶	12,573	15,219	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	2,262	294	資産・負債差額	219,570	179,002
物品	7,809	6,557			
無形固定資産	3,780	3,662			
出資金	549	549			
資産合計	316,822	304,653	負債及び資産・負債差額合計	316,822	304,653

業務費用計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

人件費	18,453
賞与引当金繰入額	832
退職給付引当金繰入額	1,187
港湾施設整備費	292,947
補助金等	120,960
一般会計への繰入	43
庁費等	1,750
その他の経費	497
減価償却費	8,002
貸倒引当金戻入額	△ 145
資産処分損益	11,026
本年度業務費用合計	455,557

資産・負債差額増減計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 前年度末資産・負債差額	219,570
II 本年度業務費用合計	△ 455,557
III 財源	
1 自己収入	415,439
港湾管理者工事費負担金収入	113,735
受託工事納付金収入	88,754
その他の財源	21,205
	3,775
2 他会計(勘定)からの受入	301,703
一般会計からの受入	299,739
空港整備特別会計からの受入	1,198
特定港湾施設工事勘定からの受入	765
IV 無償所管換等	△ 449
V 資産評価差額	-
VI その他資産・負債差額の増減	-
VII 本年度末資産・負債差額	179,002

区分別収支計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支

1 財源

港湾管理者工事費負担金収入	88,754
受託工事納付金収入	15,260
資産売払収入	717
貸付金の回収による収入	9,185
その他の収入	2,507
一般会計からの受入	299,739
産業投資特別会計からの受入	35,596
空港設備特別会計からの受入	1,198
特定港湾施設工事勘定からの受入	765
前年度剩余金受入	38,317
財源合計	492,043

2 業務支出

(1) 業務支出(施設整備支出を除く)

人件費	△ 21,770
港湾施設整備費	△ 293,483
補助金等	△ 121,212
一般会計への繰入	△ 43
産業投資特別会計への繰入	△ 5,806
貸付けによる支出	△ 14,606
庁費等の支出	△ 1,790
その他の支出	△ 512
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 459,226

(2) 施設整備支出

土地に係る支出	△ 15
建物等に係る支出	△ 6,784
施設整備支出合計	△ 6,799

業務支出合計

△ 466,026

業務収支

26,016

II 財務収支

本年度収支

26,016

翌年度歳入繰入

26,016

取支に関する換算差額

-

資金本年度末残高

-

その他歳計外現金・預金本年度末残高

3

本年度末現金・預金残高

26,019

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

②有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

(昭 40.3.31 大蔵令 15)に基づき計算している。

③無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。

④貸倒引当金の計上基準

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑤賞与引当金の計上基準

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額 × 6ヶ月支給割合 / 年間支給割合 × 1/3

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額 × 6ヶ月支給割合 / 年間支給割合 × 4/6

⑥退職給付引当金の計上基準

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数 × 平均俸給額 × 自己都合退職手当支給率

2) 国家公務員災害補償年金

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分)については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

2. 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害損害賠償請求事件(大分地裁平成 15 年(ワ)第 244 号)

損害賠償請求額 19 百万円

現在係争中である。

3. 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、59,491 百万円である。

② 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、61,620 百万円である。

4. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②業務費用計算書における収益の計上

貸倒引当金戻入額 145 百万円

③各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剰余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権、消費税還付金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物(門扉等)を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、船舶の建造に係る国庫債務負担行為の額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当(退職一時金)、整理資源(昭和 34 年 10 月以前の恩給公務員期間に係る給付)、国家公務員災害補償年金(国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金)に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、港湾整備特別会計法に基づく産業特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規定されている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、施設整備に要する事業費を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入額、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び、資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金戻入額」には、会計年度末の債権に係る貸倒引当金の取崩額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、国有財産の無償所管換額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、固定資産の売払に伴う収入額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。

- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、沖縄港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、港湾整備事業に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のための必要な人件費及び事務の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、港湾施設整備に要する事業費の支出額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入額、「退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、港湾管理者等への貸付けに係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び、資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

5. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 - ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
 - ・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産(岸壁、防波堤等)は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,715,415	157,618	-	128,511	4,744,522
用地	212,871	4,755	80	-	217,546
公共用財産	4,928,286	162,373	80	128,511	4,962,068

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行つて計算している。(「国の貸借対照表作成の基本的考え方」による)

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① たな卸資産の明細
たな卸資産の明細

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	32,676	21,618	28,513	-	25,781
修理用部品	17	0	11	-	6
燃料	1	10	10	-	1
合計	32,696	21,629	28,535	-	25,789

② 未収金の明細
未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体	8,522
還付消費税	国(税務官署)	892
その他未収金	民間事業者等	17
合計		9,431

③ 貸付金の明細
貸付金の明細

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由
港湾管理者等	16,035	10,644	825	25,854	埠頭整備等資金貸付
公益法人	71,185	3,161	4,337	70,010	埠頭整備等資金貸付
民間事業者	18,911	800	4,022	15,689	埠頭整備等資金貸付
合計	106,133	14,606	9,185	111,554	

④ 固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	9,419	-	6,167	-	-	3,251
立木竹	0	-	-	-	-	0
建物	26	0	-	-	1	26
工作物	32	-	2	2	-	27
船舶	-	37	-	-	-	37
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	9,479	38	6,169	4	-	3,344
行政財産						
土地	52,938	7,513	3,004	-	-	57,446
立木竹	31	3	2	-	-	32
建物	16,820	370	157	707	-	16,326
工作物	30,792	842	277	2,897	-	28,461
船舶	12,573	5,591	1,325	1,657	-	15,181
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	2,262	294	2,262	-	-	294
小計	115,418	14,616	7,029	5,261	-	117,743
国有財産合計	124,898	14,654	13,199	5,266	-	121,087
公用財産						
公用財産用地	-	-	-	-	-	-
公用財産施設	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	7,809	1,568	1,145	1,675	-	6,557
小計	7,809	1,568	1,145	1,675	-	6,557
有形固定資産合計	132,707	16,222	14,344	6,941	-	127,645
無形固定資産						
国有財産	-	-	-	-	-	-
電話加入権	3,695	936	-	1,061	-	3,570
ソフトウエア	84	7	-	-	-	91
無形固定資産合計	3,780	943	-	1,061	-	3,662
有形固定資産・無形固定資産合計	136,487	17,166	14,344	8,002	-	131,307

(5) 出資金の明細
出資金の増減の明細

種類 出資(時価のないもの)	前年度末残高	評価差額 の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度計上分)	強制評価減	本年度末残高
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	-	-	-	-	-	492
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	-	-	-	-	-	57
合計	549	-	-	-	-	-	549

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額によ る算出額 (G=C×F)	純資産額によ る算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額	貸借対照表計 上額	使用財務諸表
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	15,105	2,181	12,924	14,052	492	3.51%	453	453	492	492	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	9,623	2,187	7,435	7,599	57	0.75%	55	55	57	57	法定財務諸表
合計	549	24,728	4,369	20,359	21,652	549		509	509			

(2) 負債項目の明細

内容	相手先	本年度残高
補助率差額	地方公共団体 (港湾管理者)	10,891
児童手当	職員	5
公務災害補償費	職員	2
合計		10,900

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

補助金等の明細

(単位:百万円)				
名称	相手先	金額	支出目的	連絡対象の有無
補助金	地方公共団体	120,960	事業費等の補助	無
合計		120,960		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細		(単位:百万円)	
款	項	金額	
雑収入	雑収入	3,775	
合計	合計	3,775	

(2) 財産の無償所管換等の明細

無償所管換の明細		(単位:百万円)		
区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由
財産の無償所管換(渡)	国(一般会計)	△ 449	土地	公用財産から公用財産への変更
合計		△ 449		

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)	
	金額
雑収入	2,507
雑入	2,507
合計	2,507

(2) その他歳計外現金・預金の明細
その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位:百万円)	
	金額
前年度末残高	15
本年度受入	3
本年度払出	15
本年度末残高	3

参考情報

機会費用

貸付金の原資としての受入金に係る機会費用は 297 百万円である。

* 会計年度末残高に、会計年度末時点の 10 年もの国債の利回りを乗じて計算している。(42,509 百万円 × 0.7% =297 百万円)

「港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）平成14年度財務書類」

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)		前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	3,098	553			
たな卸資産	3,026	6,483			
有形固定資産	105	61			
国有財産(公共用財産を除く)	85	42			
建物	48	31			
工作物	25	1	1 負債合計	-	-
船舶	11	10	<資産・負債差額の部>		
物品	20	18			
無形固定資産	9	6	6 資産・負債差額	6,240	7,105
資産合計	6,240	7,105	負債及び資産・負債差額合計	6,240	7,105

業務費用計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

エネルギー港湾施設工事費	11,535
港湾整備勘定への繰入	765
庁費等	13
減価償却費	14
資産処分損益	46
本年度業務費用合計	12,375

資産・負債差額増減計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 前年度末資産・負債差額	6,240
II 本年度業務費用合計	△ 12,375
III 財源	
1 自己収入	13,241
港湾管理者工事費負担金収入	9,000
受益者工事費負担金収入	2,276
その他の財源	6,723
2 他会計(勘定)からの受入	0
一般会計からの受入	4,240
	4,240
IV 無償所管換等	-
V 資産評価差額	-
VI その他資産・負債差額の増減	-
VII 本年度末資産・負債差額	7,105

区別収支計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	2,276	
受益者工事費負担金収入	6,723	
その他の収入	0	
一般会計からの受入	4,240	
前年度剰余金受入	3,098	
財源合計	<hr/> 16,339	
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
エネルギー港湾施設工事費	△ 14,992	
港湾整備勘定への繰入	△ 765	
庁費等の支出	△ 19	
業務支出(施設整備支出を除く)合計	<hr/> △ 785	
(2) 施設整備支出		
建物等に係る支出	<hr/> △ 7	
施設整備支出合計	<hr/> △ 7	
業務支出合計	△ 15,785	
業務収支	553	
II 財務収支		
本年度収支	553	
翌年度歳入繰入	553	
収支に関する換算差額	-	
資金本年度末残高	-	
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	
本年度末現金・預金残高	553	

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

②有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

(昭 40.3.31 大蔵令 15)に基づき計算している。

③無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。

2. 翌年度以降支出予定額

①歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、162 百万円である。

②国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、3,190 百万円である。

3. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剩余金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物(門扉等)を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。

- ・「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に当てるための繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び、資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てられる支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

4. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 - ・金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
 - ・100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産(岸壁、防波堤等)は、完成後一般会計の財産

に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,715,415	157,618	-	128,511	4,744,522
用地	212,871	4,755	80	-	217,546
公共用財産	4,928,286	162,373	80	128,511	4,962,068

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。(「国の貸借対照表作成の基本的考え方」による)

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① たな卸資産の明細

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	3,026	5,823	2,366	-	6,483
合計	3,026	5,823	2,366	-	6,483

(2) 固定資産の明細

固定資産の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	-	-	-	-	-	-
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-
工作物	-	-	-	-	-	-
船舶	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-
建設販売定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
行政財産						
土地	-	-	-	-	-	-
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	48	6	22	1	-	-
工作物	25	0	23	0	-	1
船舶	11	-	-	1	-	10
航空機	-	-	-	-	-	-
建設販売定	-	-	-	-	-	-
小計	85	6	46	3	-	42
国有財産合計	85	6	46	3	-	42
公用用財産						
公共用財産用地	-	-	-	-	-	-
公用用財産施設	-	-	-	-	-	-
建設販売定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	20	7	-	9	-	18
小計	20	7	-	9	-	18
有形固定資産合計	105	14	46	12	-	61
無形固定資産						
国有財産						
普通財産	-	-	-	-	-	-
行政財産	-	-	-	-	-	-
電話加入権	0	-	0	-	-	-
ソフトウエア	8	-	-	2	-	5
無形固定資産合計	9	-	0	2	-	6
有形固定資産・無形固定資産合計	115	14	46	14	-	68

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位:百万円)	
款項	金額
諸収入	0
雑入	0
合計	0

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

款項	金額
諸収入	0
雑入	0
合計	0

「港湾整備特別会計：平成14年度勘定合算財務書類」

合算 貸借対照表

		前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)	(単位:百万円)	
		前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)	(単位:百万円)	
<資産の部>					
現金・預金		41,430	26,573	未払金	11,165
たな卸資産		35,722	32,273	保管金等	15
未収金		2,781	9,431	前受金	3
前払費用		2		賞与引当金	169
貸付金		106,133	111,554	退職給付引当金	775
貸倒引当金		△ 161	△ 1	他会計繰戻未済金	41,363
有形固定資産		132,813	127,706	43,762	40,023
国有財産(公共用財産を除く)		124,984	121,130	73,552	73,552
土地		62,357	60,698		
立木竹		32	33	負債合計	97,251
建物		16,895	16,383	125,651	125,651
工作物		30,851	28,490		
船舶		12,585	15,229		
建設仮勘定		2,262	294		
物品		7,829	6,576		
無形固定資産		3,789	3,669	資産・負債差額	225,810
出資金		549	549	186,108	186,108
資産合計		323,062	311,759	負債及び資産・負債差額合計	323,062
					311,759

合算 業務費用計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

人件費	18,453
賞与引当金繰入額	832
退職給付引当金繰入額	1,187
港湾施設整備費	292,947
エネルギー港湾施設工事費	11,535
補助金等	120,960
一般会計への繰入	43
庁費等	1,763
その他の経費	497
減価償却費	8,017
貸倒引当金戻入額	△ 145
資産処分損益	11,072
本年度業務費用合計	467,166

合算 資産・負債差額増減計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 前年度末資産・負債差額	225,810
II 本年度業務費用合計	△ 467,166
III 財源	
1 自己収入	427,914
港湾管理者工事費負担金収入	122,736
受益者工事費負担金収入	91,031
受託工事納付金収入	6,723
その他の財源	21,205
2 他会計(勘定)からの受入	305,178
一般会計からの受入	303,979
空港整備特別会計からの受入	1,198
IV 無償所管換等	△ 449
V 資産評価差額	-
VI その他資産・負債差額の増減	-
VII 本年度末資産・負債差額	186,108

合算 区別収支計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	91,031	
受益者工事費負担金収入	6,723	
受託工事納付金収入	15,260	
資産売払収入	717	
貸付金の回収による収入	9,185	
その他の収入	2,507	
一般会計からの受入	303,979	
産業投資特別会計からの受入	35,596	
空港整備特別会計からの受入	1,198	
前年度剰余金受入	41,415	
財源合計	507,616	
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 21,770	
港湾施設整備費	△ 293,483	
エネルギー港湾施設工事費	△ 14,992	
補助金等	△ 121,212	
一般会計への繰入	△ 43	
産業投資特別会計への繰入	△ 5,806	
貸付けによる支出	△ 14,606	
庁費等の支出	△ 1,810	
その他の支出	△ 512	
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 474,238	
(2) 施設整備支出		
土地に係る支出	△ 15	
建物等に係る支出	△ 6,791	
施設整備支出合計	△ 6,807	
業務支出合計	△ 481,046	
業務収支	26,570	
II 財務収支		
本年度収支	26,570	
翌年度歳入繰入	26,570	
収支に関する換算差額	-	
資本金年度末残高	-	
その他歳計外現金・預金本年度末残高	3	
本年度末現金・預金残高	26,573	

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

②有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

(昭 40.3.31 大蔵令 15)に基づき計算している。

③無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。

④貸倒引当金の計上基準

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑤賞与引当金の計上基準

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額 × 6ヶ月支給割合 / 年間支給割合 × 1/3

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額 × 6ヶ月支給割合 / 年間支給割合 × 4/6

⑥退職給付引当金の計上基準

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数 × 平均俸給額 × 自己都合退職手当支給率

2) 国家公務員災害補償年金

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

⑦勘定間の債権債務等について

合算財務書類作成にあたり、各勘定の財務書類における勘定間の債権債務、繰入/受入取引は相殺消去している。

2. 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害損害賠償請求事件(大分地裁平成15年(ワ)第244号)

損害賠償請求額 19 百万円

現在係争中である。

3. 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、59,653 百万円である。

② 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、64,810 百万円である。

4. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②業務費用計算書における収益の計上

貸倒引当金戻入額 145 百万円

③各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剩余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権、消費税還付金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物(門扉等)を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当(退職一時金)、整理資源(昭和 34 年 10 月以前の恩給公務員期間に係る給付)、国家公務員災害補償年金(国家公務員災害補償法に基づく補償のう

ち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金)に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

・「他会計繰戻未済金」には、港湾整備特別会計法に基づく産業特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規定されている額を計上している。

・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。

・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。

・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。

・「港湾施設整備費」には、施設整備に要する事業費を計上している。

・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。

・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。

・「一般会計への繰入」には、北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入額、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入額を計上している。

・「庁費等」には、物件費及び、資産計上されない固定資産の購入額を計上している。

・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。

・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。

・「貸倒引当金戻入額」には、会計年度末の債権に係る貸倒引当金の取崩額を計上している。

・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。

・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。

・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。

・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。

・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。

・「その他の財源」には、雑収入を計上している。

・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。

・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。

- ・「無償所管換等」には、国有財産の無償所管換額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、固定資産の売払に伴う収入額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、沖縄港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、港湾整備事業、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、港湾施設整備に要する事業費の支出額を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入額、「退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、港湾管理者等への貸付けに係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び、資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

5. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 - ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
 - ・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。
したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)					
区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,715,415	157,618	-	128,511	4,744,522
用地	212,871	4,755	80	-	217,546
公共用財産	4,928,286	162,373	80	128,511	4,962,068

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。（「国の貸借対照表作成の基本的考え方」による）

港湾整備特別会計 附属明細書(貸借対照表)
本会計年度(平成15年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備	特定港湾 施設工事勘定	相殺消去	合 算
<資産の部>				
現金・預金	26,019	553	-	26,573
たな卸資産	25,789	6,483	-	32,273
未収金	9,431	-	-	9,431
前払費用	2	-	-	2
貸付金	111,554	-	-	111,554
貸倒引当金	△ 1	-	-	△ 1
有形固定資産	127,645	61	-	127,706
国有財産(公用用財産を除く)	121,087	42	-	121,130
土地	60,698	-	-	60,698
立木竹	33	-	-	33
建物	16,352	31	-	16,383
工作物	28,489	1	-	28,490
船舶	15,219	10	-	15,229
建設仮勘定	294	-	-	294
物品	6,557	18	-	6,576
無形固定資産	3,662	6	-	3,669
出資金	549	-	-	549
資産合計	304,653	7,105	-	311,759
<負債の部>				
未払金	-	-	-	-
保管金等	10,900	-	-	10,900
前受金	3	-	-	3
賞与引当金	339	-	-	339
退職給付引当金	832	-	-	832
他会計繰戻未済金	40,023	-	-	40,023
73,552	-	-	-	73,552
負債合計	125,651	-	-	125,651
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	179,002	7,105	-	186,108
資産・負債差額合計	179,002	7,105	-	186,108
負債及び資産・負債差額合計	304,653	7,105	-	311,759

港湾整備特別会計 附属明細書(業務費用計算書)
 本会計年度(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	相殺消去	合算合計
人件費	18,453	-	-	18,453
賞与引当金繰入額	832	-	-	832
退職給付引当金繰入額	1,187	-	-	1,187
港湾施設整備費	292,947	-	-	292,947
エネルギー港湾施設工事費	-	11,535	-	11,535
補助金等	120,960	-	-	120,960
港湾整備勘定への繰入	-	765	△ 765	-
一般会計への繰入	43	-	-	43
庁費等	1,750	13	-	1,763
その他の経費	497	-	-	497
減価償却費	8,002	14	-	8,017
貸倒引当金戻入額	△ 145	-	-	△ 145
資産処分損益	11,026	46	-	11,072
本年度業務費用合計	455,557	12,375	△ 765	467,166

資産・負債差額増減計算書(港湾整備特別会計)

本会計年度(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	勘定間消去	合算
前年末資産・負債増差額	219,570	6,240	-	225,810
本年度業務費用合計	△ 455,557	△ 12,375	765	△ 467,166
財源	415,439	13,241	△ 765	427,914
自己収入	113,735	9,000	-	122,736
港湾管理者工事費負担金収入	88,754	2,276	-	91,031
受益者工事費負担金収入	-	6,723	-	6,723
受託工事納付金収入	21,205	-	-	21,205
その他の財源	3,775	0	-	3,776
目的税等収入				
他会計(勘定)からの受入	301,703	4,240	△ 765	305,178
空港整備特別会計からの受入	1,198	-	-	1,198
特定港湾施設工事勘定からの受入	765	-	△ 765	-
一般会計からの受入	299,739	4,240	-	303,979
無償所管換等	△ 449	-	-	△ 449
資産評価差額	-	-	-	-
その他資産・負債差額の増減	-	-	-	-
本年度末資産・負債差額	179,002	7,105	-	186,108

港湾整備特別会計 附属明細書(区分別収支計算書)
 本会計年度(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	勘定間消去	合算合計
港湾管理者工事費負担金収入	88,754	2,276	-	91,031
受益者工事費負担金収入	-	6,723	-	6,723
受託工事納付金収入	15,260	-	-	15,260
資産売払収入	717	-	-	717
貸付金の回収による収入	9,185	-	-	9,185
その他の収入	2,507	0	-	2,507
一般会計からの受入	299,739	4,240	-	303,979
産業投資特別会計からの受入	35,596	-	-	35,596
空港整備特別会計からの受入	1,198	-	-	1,198
特定港湾施設工事勘定からの受入	765	-	△ 765	-
前年度剰余金受入	38,317	3,098	-	41,415
財源合計	492,043	16,339	△ 765	507,616
人件費	△ 21,770	-	-	△ 21,770
港湾施設整備費	△ 293,483	-	-	△ 293,483
エネルギー港湾施設工事費	-	△ 14,992	-	△ 14,992
補助金等	△ 121,212	-	-	△ 121,212
港湾整備勘定への繰入	-	△ 765	765	-
一般会計への繰入	△ 43	-	-	△ 43
産業投資特別会計への繰入	△ 5,806	-	-	△ 5,806
貸付けによる支出	△ 14,606	-	-	△ 14,606
庁費等の支出	△ 1,790	△ 19	-	△ 1,810
その他の支出	△ 512	-	-	△ 512
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 459,226	△ 15,777	765	△ 474,238
土地に係る支出	△ 15	-	-	△ 15
建物等に係る支出	△ 6,784	△ 7	-	△ 6,791
施設整備支出合計	△ 6,799	△ 7	-	△ 6,807
業務支出合計	△ 466,026	△ 15,785	765	△ 481,046
業務収支	26,016	553	-	26,570
財務収支	-	-	-	-
本年度収支	26,016	553	-	26,570
翌年度歳入繰入	26,016	553	-	26,570
収支に関する換算差額	-	-	-	-
資金本年度末残高	3	-	-	3
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	-	-	-
本年度末現金・預金残高	26,019	553	-	26,573

参考情報

機会費用

貸付金の原資としての受入金に係る機会費用は 297 百万円である。

* 会計年度末残高に、会計年度末時点の 10 年もの国債の利回りを乗じて計算している。(42,509 百万円 × 0.7% =297 百万円)